

令和元年6月19日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和元年6月19日（水曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

鎌田 礼二 委員長

山本 進 副委員長

小野 幸男 委員

今野 恭一 委員

香取 嗣雄 委員

曾我 ミヨ 委員

出席議長団（1名）

伊藤 博章 副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員（なし）

市長	佐藤 昭	副市長	内形 繁夫
市民総務部長	小山 浩幸	市民総務部 政策調整監	荒井 敏明
市民総務部次長 兼総務課長	川村 淳	市民総務部 財政課長	相澤 和広
市民総務部 税務課長	木皿 重之	市民総務部 市民安全課長	尾形 友規
健康福祉部 子育て支援課長	小倉 知美	産業環境部 水産振興課長	草野 弘一
産業環境部 商工港湾課長	高橋 数馬	建設部 復興推進課長	鈴木 良夫
教育委員会教育部 教育総務課長	佐藤 聡志	教育委員会教育部 学校教育課長	遠山 勝治
教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	伊藤 英史	教育委員会教育部 市民交流センター館長	井上 靖浩
選挙管理委員会 事務局長	伊東 英二		

事務局出席職員氏名

事務局次長 兼議事調査係長	鈴木 忠 一
事務局 長	武 田 光 由
議事調査係主査	平 山 竜 太
議事調査係主査	工 藤 貴 裕

会議に付した事件

- 議案第 36 号 市の行う選挙等における選挙長等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 37 号 塩竈市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 43 号 元号の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第 44 号 消費税率及び地方消費税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第 46 号 令和元年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第 50 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 51 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 52 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 53 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 54 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 55 号 財産の取得について
- 議案第 56 号 財産の取得について
- 議案第 58 号 塩竈市集会所の指定管理者の指定について
- 請願第 11 号 「消費税増税中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影及び録音については、許可いたしませんので、ご協力願います。

本日の議題は、議案第36号「市の行う選挙等における選挙長等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、議案第37号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」、議案第43号「元号の改正に伴う関係条例の整理に関する条例」、議案第44号「消費税率及び地方消費税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例」、議案第46号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第50号ないし議案第54号「工事請負契約の締結について」、議案第55号及び議案第56号「財産の取得について」、議案第58号「塩竈市集会所の指定管理者の指定について」並びに、閉会中の継続審査となっております、請願第11号「消費増税中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願」の14件であります。

これより、議事に入ります。

議案第36号及び第37号、第43号及び第44号、第46号、第50号ないし第56号、第58号を議題といたします。

それでは当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。また、「市の行う選挙等における選挙長等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」など、計13件でございます。

各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鎌田委員長 伊東選挙管理委員会事務局長。

○伊東選挙管理委員会事務局長 それでは、私からは議案第36号「市の行う選挙等における選挙長等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号5、市議会定例会議案3ページ、資料番号11、市議会定例会議案資料2ページをご用意願います。

説明の都合上、資料番号11の議案資料2ページの市の行う選挙等における選挙長等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、をごらん願います。

1の概要であります。

選挙執行につきましては、国政選挙におきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づいて、報酬が支払われており、また、本市が執行する市議会選挙や市長選挙等においては、この法律を基準として定める「市の行う選挙等における選挙長等に対する報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、国政選挙と同額の報酬を支給しているところでございます。今般、参議院議員通常選挙のある年の定例改正といたしまして、この法律が一部改正され報酬額が改定されましたことから、所要の改正を行うものでございます。

また、あわせまして、県が指定する病院や老人ホーム等において、入院・入所者がその施設において不在者投票を行うに当たり、不在者投票の公正な実施を確保することを目的に、不在者投票管理者である施設長からの求めに応じ、市の選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち会わせる「不在者投票の外部立会人」について、新たに報酬額を定めようとするものでございます。

次に、2の選挙長等に対する報酬額でございます。

この表における報酬額は、1日につきの額となっております。上段の投票所の投票管理者につきましては、現行の報酬額「1万2,600円」が、改正後の報酬額「1万2,800円」に、次の期日前投票所の投票管理者は「1万1,100円」が「1万1,300円」に、それぞれ改正するものでございます。なお、開票管理者以降につきましては、表記載のとおりでございますので、ご参照願います。

また、新たに定めます不在者投票の外部立会人の報酬額につきましては、1日につき1万900円とし、従事時間がそれぞれ異なることを想定しまして、1日に満たない場合には、時間当たりの報酬額の算定基準を設けるものでございます。

3の施行日につきましては、公布の日とするものであります。

なお、同じ資料No.11の1ページにお戻りいただきまして、1ページには条例の新旧対照表を記載しておりますので、ご参照を賜ればと存じます。

議案第36号の説明は以上でございます。よろしくご審査を賜りますようお願い申し上げます。

○鎌田委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 それでは、議案第37号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」に

ついてご説明させていただきます。

資料番号5の「令和元年度第2回塩竈市議会定例会議案」の4ページから10ページ、また、資料番号11「第2回市議会定例会議案資料」の3ページから16ページが該当になりますが、主に資料番号11、議案資料の16ページでご説明させていただきます。

では、資料No.11の16ページをごらんください。

1の概要ですけれども、平成31年度税制改正における地方税法の一部改正に伴い、本市の市税条例について、所要の改正を行おうとするものです。

2の改正の主な内容でございます。

(1) 個人住民税関係の①ふるさと納税制度の見直しによる寄附金税額控除の改正についてでございますが、特例控除額の措置対象を「特例控除対象寄附金」に改正するものでございます。具体的に申し上げますと、ふるさと納税の返礼品を総務大臣が定めた基準、返礼割合3割以下の地場産品に適するものとし、見直しされたものでございます。

施行日は、令和元年6月1日となります。

次に、②の個人住民税の非課税措置への「単身児童扶養者」の追加についてですが、子供の貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けており、前年合計所得金額が135万円以下である単身児童扶養者の個人住民税を非課税とすることになります。単身児童扶養者とは、婚姻をしていない者、または配偶者の生死が明らかでない特定の者で、児童扶養手当を受給している児童の扶養者でありまして、今回の改正で個人住民税の非課税の対象になります。

施行日は、令和3年1月1日となります。

最後に、(2) 軽自動車税関係でございますが、①と②に記載があるとおり、環境インセンティブの強化、消費税率引き上げに伴う対応として、従来の自動車取得税を廃止し、環境性能割が導入され、臨時的な措置として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した場合において、従来の税率よりも1%軽減するものであります。

具体的な車種や税率については、②の表に記載しておりますとおり、電気軽自動車などについては非課税のままですが、ハイブリッド車など上記車以外の車種については1%減となります。また、軽自動車税種別割となる現行の軽自動車税に、環境性能に応じてグリーン化特例を規定しております。

具体的に申し上げますと、令和元年から令和2年に初回の車両番号の指定を受けた軽自動車環境性能に優れたものについて、環境性能に応じ、種別割の税率のおおむね25%から75%

を軽減するものです。環境割、種別割の改正については、令和元年10月1日施行となります。
なお、今後、グリーン化特例の対象車が電気自動車限定となります。

施行日は、令和3年4月1日となります。

なお、資料番号11の3ページから15ページには条例改正の新旧対照表が、また、資料番号5の4ページから10ページには、条例改正案がそれぞれ記載されておりますので、後ほど、ご参照ください。

議案第37号につきましては、以上とございます。よろしくご審査のほどをお願いいたします。

○鎌田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 それでは、私からは、議案第43号「元号の改正に伴う関係条例の整理に関する条例」につきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料番号5「令和元年第2回塩竈市議会定例会議案」をご用意願います。
資料No.5の18ページをお開き願えればと思います。

本条例の趣旨につきましては、元号を改める政令が令和元年5月1日から施行されたことに伴いまして、本市の条例中、平成31年5月以降の記載がある条例の条文について、「平成」の表記を「令和」に改める所要の改正を行おうとするものでございます。具体的には、第1条の塩竈市市税条例の一部改正を初めといたしまして、以下、第2条から第9条までの表内に記載いたしております合計9本の関係する条例について、「平成」表記を「令和」表記に改める一部改正を一括して行うものでございます。

なお、資料番号11「第2回市議会定例会議案資料」の33ページから50ページまでに新旧対照表を記載いたしておりますので、後ほど、ご参照をお願いいたします。よろしくご審査を賜りますようお願い申し上げます。

総務課からは以上でございます。

○鎌田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 続きまして、財政課より議案第44号「消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例」につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号5「令和元年第2回塩竈市議会定例会議案」及び資料番号11「第2回市議会定例会議案資料」をご用意いただければと思います。初めに、資料番号5の37ページをお開き願います。

下段に記載してございますが、提案理由でございますが、消費税率及び地方消費税率の引上

げに伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、資料番号11の70ページをお開き願います。

1の概要でございますが、国が法律に基づきまして、本年10月1日に消費税率及び地方税率を現行の8%から10%へ引き上げを行うことに伴いまして、本市条例に規定してございます使用料等につきまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

2の使用料等の改定に関する方針等について、でございますが、以下に記載しておりますとおり、課税対象の使用料等につきましては、原則税率10%へ改定を行いますこと、それから、前回、消費税率の改定が行われました平成26年4月におきまして改定を見送りました使用料等につきましても、原則税率10%へ改定を行おうとするものなどでございます。参考としまして、使用料等の改正の考え方を図でお示ししておりますので、ご参照いただければと思います。

3の使用料等の改正について、でございます。

まず、(1)の条例におきまして、外税方式となっているものにつきましては、条例に規定しております消費税率について、改正後の消費税率に改めるものでございます。

続きまして、(2)の内税方式としておるものでございますが、これにつきましては、税抜きの使用料等に改正後の消費税率を乗じた額とさせていただくものでございます。具体的な計算式といたしましては、下の①と②に記載してございますので、ご参照いただければと思います。

4の施行日でございますが、国の施行日を引用する形で規定しており、具体的には、本年の10月1日ということでございます。

なお、今、ごらんいただいております資料No.11、51ページから69ページにかけまして、条例改正案の新旧対照表をお示しさせていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

議案第44号につきましては、以上でございます。ご審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○鎌田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 私からは、議案第46号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、総務課所管に係る内容につきましてご説明をさせていただきます。

説明の都合上、初めに本補正予算に係る事業の概要についてご説明いたします。恐れ入ります。

すが、資料番号の11番、市議会定例会議案資料の88ページ、89ページをお開き願います。

1の概要であります。本補正予算につきましては、東日本大震災後の浦戸地区被災建物等解体・運搬支援事業に関する住民訴訟及び宮城県建設工事紛争審査会の協定の申請がなされた建設工事請負契約に関する紛争について、判決の確定及び調停が成立しようとしておりますことから、本市の代理人として対応した顧問弁護士に報酬金を支払うための補正予算をお願いするものでございます。

2の浦戸被災建物解体等に関する住民訴訟の経過については、表に記載のとおり、平成26年7月25日に本市を被告とする住民訴訟が仙台地方裁判所に提訴され、22回の審理を経て、平成30年3月6日に原告の訴えを却下する判決があり、以下、控訴審でも平成30年11月7日に控訴を棄却する判決、続く、上告審におきましては、本年4月25日に最高裁判所が上告を棄却する決定がなされ、本市の主張が認められた第1審判決及び控訴審判決が確定したものでございます。

(3) 記載の弁護士費用につきましては、本市と弁護士との契約に基づき、協議によって決定されるものであります。本市顧問弁護士は、平成16年3月まで使われていた日本弁護士連合会等の定める報酬規程を基準としており、その計算式は、記載の、経済的利益掛ける10%プラス18万円で、総額が不明確な本件の場合は、経済的な利益の額は800万円となるものでございます。この計算の結果、本件に係る報酬金は税込みで105万8,400円になるものでございます。

次に、3の工事請負契約に関する紛争の調停についてであります。

(1) 調停の概要につきましては、産業建設常任委員会に付託されております議案であります。平成28年7月11日から平成31年1月31日まで14回の審査会が開催された結果、平成31年3月28日に調停書案が示され、本市が工事請負代金の残金として657万3,321円を認め、事業費総額で4億7,030万8,761円を双方が確認し、調停を成立させようとするものでございます。

(2) の弁護士費用につきましては、旧報酬規定に準じて算定され、計算式は記載のとおりであります。この場合の経済的利益につきましては、相手方が支払いを求めた係争額1億1,577万9,491円と今回の調停妥結額との差額の1億920万6,170円となります。計算の結果といたしまして税込みで291万6,000円となるものでございます。

4の事業費及び財源内訳であります。事業費として2件の報酬金を合算いたしました。

397万5,000円を計上し、全て一般財源において措置しようとするものでございます。

続きまして、今回、補正をお願いいたします内容についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号9、一般会計補正予算説明書の7ページ、8ページをお開き願います。

今回、補正をお願いいたします歳出予算といたしましては、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費第8節報償費におきまして、弁護士謝金として397万5,000円を計上いたしております。

総務課に係る補正予算につきましては、以上でございます。よろしくご審査を賜りますようお願い申し上げます。

○鎌田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 続きまして、財政課より、議案第46号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、財政課所管の内容につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、ただいまごらんいただいております資料番号9「令和元年度塩竈市一般会計補正予算説明書」、7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

今回、補正をお願いいたします歳出予算でございますが、第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費といたしまして、内部情報システム費132万円を計上してございます。内容といたしましては、電算業務委託料でございます。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。前のページ、5ページ、6ページにお戻り願いたいと思います。

第18款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金といたしまして、6月の補正予算全体に係ります所要一般財源について1,749万6,000円を計上してございます。

続きまして、資料番号8「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」の4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正をごらん願いたいと思います。塩竈市内部情報システム更改事業につきまして、期間を今年度から令和7年度までとさせていただき、限度額5億1,800万円を計上してございます。

続きまして、資料番号11「第2回市議会定例会議案資料」の90ページをお開き願いたいと思います。

歳出予算でご説明させていただきました内部情報システムの更改についての取り組み内容に

ついてございます。

1の概要でございますが、現在、業務で使用してございます内部情報システム、これはいわゆる財務会計システム、あるいは文書管理システムなどでございますが、パソコン等のハードウェアのサポートが来年1月14日で終了とし、また、ソフトウェアにつきましては令和2年度で終了となりますことから、その更改を行うものでございます。本市のシステム構成を図で記載しておりますので、ご参照願います。今回更改いたします範囲ではありますが、図中の破線囲みの部分でございますので、よろしくお願いいたします。

2の事業内容でございますが、2つございます。1点目は、①といたしまして内部情報システムの更改についてでございます。これはハードウェア、ソフトウェアそのものの更改を行うものでございます。2点目の②でございますが、システムの更改につきましては、ハードウェアを先行いたしまして更新を行いますことから、現行の受託事業者に対しましては、ハードウェアごとの設定方法の手順書作成、それから、入れかえ業務の支援を委託するものでございます。

3の事業費及び財源内訳でございますが、先ほど議案書でご説明申し上げた内容でございますのでよろしくお願いいたします。

4の今後の予定でございますが、お認めいただければ9月に契約の締結、1月にハードウェアの入れかえを行いまして、令和3年4月からソフトウェアの本稼働を実施してまいります。

議案第46号のうち、財政課所管に係りますご説明は、以上でございます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 市民安全課からは、議案第46号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」、コミュニティ助成事業についてご説明いたします。

お手数ですが、資料No.9及び11番をご用意ください。

まず初めに、お手数ですが、資料No.11「第2回市議会定例会議案資料」91ページをお開きください。

1の概要についてですが、この事業は、一般財団法人自治総合センターが、地域社会の健全な発展と地域福祉の向上を目的に「町内会等によるコミュニティ活動の充実・強化を図る事業」や「安全な地域づくりを推進する事業」等に対して助成するものとなっております。本市が平成31年度事業として採択を受けました助成事業は、下段にあります助成事業、事業名

としましては、一般コミュニティ助成事業、地域防災組織育成助成事業の2つの事業となっております。助成内容、助成額については、記載のとおりとなっております。

2の採択状況につきましては、太枠の記載箇所が平成31年度に採択を受けた事業となっております。一般コミュニティ助成事業では石堂第二町内会、芦畔町内会の2件が採択を受け、助成決定額としては350万円、地域防災組織育成助成事業では、浦戸消防団の1件100万円の助成決定となっております。

3のこれまでの経過ですが、平成30年4月に町内会などにより支援の仮申請が行われ、10月には市から県への本申請、3月に交付決定を受けてございます。

続きまして、4の事業費及び財源内訳についてですが、お手数ですが、資料番号9「令和元年塩竈市一般会計補正予算説明書」、7ページ、8ページをお開きください。

歳出予算450万円の内訳につきましては、町内会様向けの支出としまして第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第19節負担金、補助及び交付金、コミュニティ助成350万円、残額の100万円につきましては、同資料の19ページ、20ページをお開きください。第9款消防費第1項消防費第2目非常備消防費第18節備品購入費、施設用備品で100万円、合計しまして450万円の歳出となっております。

続きまして、歳入予算ですが、同資料5ページ、6ページをお開きください。

下段にございます第20款諸収入第4項雑入第6目雑入第2節雑入、コミュニティ助成金450万円となっております。

資料番号11の議案資料91ページにお戻りください。

今後の予定についてでございますけれども、補正予算をお認めいただいた後、7月に事業着手というスケジュールとなっております。

市民安全課からは以上です。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それでは、続きまして、学校教育課の補正計上する2件の県の委託事業のうち、小中一貫教育推進事業、第4次学力向上プラン推進事業についてご説明申し上げます。

資料番号9の一般会計・特別会計補正予算説明書、そして資料番号11の市議会定例会議案資料をご用意いたします。

まず、資料番号11の議案資料の101ページをお開き願います。

1の概要についてでございますが、本市では、県の委託事業である「学力向上マネジメント支援事業」を活用し、本市独自の小中一貫教育の中核的な事業として掲げている「第4次学力向上プラン」の推進を図るため、事業実施に必要な経費について補正予算を計上するものでございます。

2の学力向上マネジメント支援事業の内容についてであります。事業の趣旨といたしましては、本県の教育課題である学力問題の解決に向けて、県及び市教育委員会で連携し、継続的、重点的に学力向上対策を推進していくものであり、その取り組みの中で授業改善等を通じた学力向上のためのモデルを確立し、その成果を宮城方式として県内の市町村へ広げ、本市及び本県全体の学力の向上を目指すものでございます。実施期間は、今年度から令和3年度までの3年間となっております。委託の内容につきましては、学力向上対策基本方針を作成するとともに「学力向上推進委員会」を設置するなどして、計画的に事業を推進していくこととなります。

続いて、3の本市における事業の年間計画についてご説明させていただきます。本市の場合、本事業を受け、昨年度から市内の全ての小中学校で推進しているこれまでの授業の主流であった一斉型の授業を児童生徒同士が学び合う探求型の授業に転換し、しおがま「学びの共同体」による授業づくりを拡充させ、より一層、市内の小中学校に深く浸透させる取り組みが中心となります。そこで、各学校の代表による「学びの共同体」推進会議を年4回開催するとともに、昨年度からのパイロットスクール研究指定校である第三小学校、第三中学校に第一小学校を加えて3校体制にするるとともに、パイロットスクール以外の全ての小中学校の授業力向上研修会や中学校の部の授業研究会にも大学教員等の授業づくり専門家を外部講師として派遣し、市内全体の授業改善の取り組みを加速してまいります。

また、市内全小中学校全学年で4月と12月の年2回、算数・数学の標準学力調査を実施いたします。これまでの全国学力調査では、小学校6年生と中学校3年生の4月段階での学力を調査しておりましたが、本事業を活用することによって市内の児童生徒の学力について全ての学年で年2回調査し、その結果を比較することによって各学校の学力向上対策に活用してまいります。

そのほか、学級集団満足度調査（Q-U）を年3回実施したり、小中一貫教育の全体研修会や先進地域の研修視察も実施してまいります。

4の小中一貫教育推進事業の増額内訳につきましては、議案資料にございますとおり、報償費、

旅費、需用費、委託料となっており、この後、別な資料を使いましてご説明いたします。

続いて、本事業の事業費及び財源内訳につきましては、5の事業費につきましては学力向上マネジメント支援事業委託費323万1,000円を充てております。その詳細につきましては、資料番号9の一般会計補正予算説明書21ページと22ページを使ってご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費、右側の事業内訳に記載のとおり、小中一貫教育推進事業として323万1,000円を補正計上させていただいております。その内訳ですが、第8節の報償費に講師等謝金として81万円、第9節の旅費に13万7,000円、第11節の需用費に消耗費として95万2,000円、第13節の委託費に133万2,000円を計上しております。

続きまして、財源となる歳入についてご説明いたしますので、同じ資料No.9の5ページと6ページをお開き願います。

第15款県支出金第3項委託金第4目教育費委託金第1節教育総務費委託費委託金、右側の説明欄に記載のとおり、学力向上マネジメント支援事業として歳出合計額と同額の323万1,000円を計上させていただいております。

小中一貫教育推進事業第4次学力向上プラン推進事業につきましては、以上でございます。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、引き続き学校教育課の補正計上するオリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業についてご説明申し上げます。

先ほどと同じ資料番号9の一般会計補正予算説明書、そして資料番号11の議案資料をご用意願います。

まず、資料番号11の議案資料の104ページをお開き願います。

1の概要についてでございますが、この事業は、平成27年度から、国が全国の小中学校等を対象に進めているもので、2020年までに全国全ての市町村で、順次実施するものでございます。今年度は、本市の第一中学校と玉川中学校の2校が選出されたことから、事業実施に必要な経費について補正予算を計上するものでございます。

次に、2の内容ですが、事業の目的は、来年開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、その関心を高め、国際的な視野を持って世界平和に向けて貢献できる人材の育成、あわせて志を持ち、復興を支える宮城の人材育成を図るものでございます。委託期間は、6月に契約を締結し、その後、来年の2月14日までを予定しております。委託の内

容といたしましては、それぞれの中学校において、オリンピック・パラリンピック教育を実施するとともに、その成果を、県内の学校に発信していくものとなっております。

次に、3の本市における実施推進校と実施内容等ですが、まず、第一中学校では、パラリンピアンによる講演会の実施や障がい者スポーツについての講話とブラインドサッカーの体験学習を予定しております。次に、玉川中学校ですが、オリンピック・パラリンピックに関する情報掲示板を生徒が作成し、文化祭で展示・発表することや、外部講師を招聘し、冬季におけるトレーニング方法について学ぶ、冬季トレーニング研修会を実施することを予定しております。

続いて、4の本事業の事業費及び財源内訳についてご説明申し上げます。4の事業費とその財源内訳につきましては、オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業の委託費21万1,000円を充てております。その詳細につきましては、資料番号9の一般会計補正予算説明書、21ページと22ページを使ってご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、第10款教育費第5項保健体育費第1目保健体育総務費の右側の事業内訳に記載のとおり、オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業として21万1,000円の補正計上をさせていただいております。その内訳ですが、第8節の報償費に講師等謝金として12万5,000円、第9節の旅費に1万1,000円、第11節の需用費に消耗費、印刷製本費、食糧費として7万5,000円を計上しております。

続きまして、財源となる歳入についてご説明いたしますので、同じ資料No.9の5ページと6ページをお開き願います。

第15款県支出金第3項委託金第4目教育費委託金第3節保健体育費委託金の右側の説明欄に記載のとおり、オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業として、歳出合計額と同額の21万1,000円を計上していただいております。

オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業については、以上でございます。よろしくご審査のほど、よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 それでは、議案第46号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、教育総務課所管の中学校長寿命化改良事業についてご説明いたします。説明の都合上、資料番号11、市議会定例会議案資料を中心に説明させていただきます。

資料番号11、議案資料の102ページをお開きください。中学校長寿命化改良事業についてで

ございます。

1の事業概要でございます。第三中学校長寿命化改良事業については、平成30年度に第1期工事として西校舎の改修、こちら右ページ上側の配置図でオレンジ色の部分となりますが、こちらを行ったところでございます。続いて行う、主に同校北校舎、右側の配置図の青色の部分でございます。これについては平成31年度当初予算に計上しておりましたが、国の平成30年度補正予算第2号において、学校施設環境改善交付金の交付決定がされましたことから、本市の平成30年度補正予算、こちらは平成31年3月29日に専決処分し、本議会初日にご承認いただいたところでございます。これに計上しまして、整備に向けた準備を進めてきているところでございます。

なお、この平成30年度補正予算へ計上しましたことにより、平成31年度当初予算分は、このたびの6月補正で減額計上をしているところでございます。そして、今回、国の平成31年度当初予算において、学校施設環境改善交付金の追加の交付決定がございましたことから、なお、こちらも活用しまして、学校施設の環境整備を行うものでございます。

2の交付金概要でございます。学校施設環境改善交付金として2,185万9,000円、こちら交付対象事業費は6,492万9,000円でございます。

3の工事概要でございます。消防用設備等改修、具体的には、防火戸の設置や内装等の耐火改修、こちらについては、右ページ下段の校舎の写真をごらんいただきますと、写真の防火戸、さらに右隣の写真、間仕切り壁、これは教室と廊下の間の壁ですけれども、この壁を耐火性の壁に改修するほか、消火設備等の設置を行うものでございます。こうした改修に充てますのは、このたびの交付金が第三中学校長寿命化改良事業のうち、安全で快適な学習環境の実現に向けまして、消防法等の法令に沿った改修を行うものとして交付されたものでございましたので、上記改修工事部分に充てるものでございます。

なお、その他、第三中学校の長寿命化改良事業においては、外壁改修、内装改修、建具改修、給排水設備、電気設備等の整備を行うところでございます。

4の事業費及び財源内訳でございます。事業費6,492万9,000円のうち2,185万9,000円は国の学校施設環境改善交付金で、3,230万円は地方債、学校教育施設整備等整備事業債で、残り1,077万円については一般財源で措置しようとするものでございます。

5の今後の予定でございます。補正予算をお認めいただきましたら、7月に工事着工、令和2年2月の工事竣工を目指してまいりますところでございます。

続きまして、この事業にかかわります歳出でございます。まず先に、第三中学校長寿命化改良事業について、平成30年度補正予算へ計上して、平成31年度当初予算からつけかえします事業費でございます。こちらについては、資料番号7の「平成30年度塩竈市一般会計補正予算説明書」、専決承認の5ページ、もしくは7ページをごらんください。こちらの第10款教育費第3項中学校費第1目学校管理費のページ、右側に移りまして第15節工事請負費5億3,800万2,000円のうち、学校補修等工事4億2,903万2,000円が第三中学校長寿命化改良事業の事業費でございます。4億2,903万2,000円が第三中学校の長寿命化改良事業として、当初予算をつけましたが、補正予算でお認めいただいたところでございます。こちらについて、令和元年度予算額から減額補正をするところでございます。これにつきましては、資料番号9の令和元年度一般会計補正予算説明書、21ページ、22ページをごらんください。

令和元年度の歳出に係る補正額でございますが、第10款教育費第3項中学校費第1目学校管理費の、右ページに移りまして、第15節工事請負費3億6,410万3,000円の減額補正で計上しております。こちらにつきましては、第三中学校の長寿命化事業につきまして、平成30年度補正予算へのつけかえにより、令和元年度予算からは、先ほどの4億1,903万2,000円を減額補正いたしますが、一方で、このたびの国の追加交付を受けまして、消防用設備等の改修、今回、補正で上げております6,492万9,000円を補正計上しますことから、4億2,903万2,000円から6,492万9,000円を差し引きしまして3億6,410万3,000円の減額補正を計上したものでございます。

次に、歳入でございます。同じ資料No.9の3ページ、4ページをごらんください。

歳出の減に伴いまして、ページ上から5つ目の表でございます。第14款国庫支出金第2項国庫補助金第6目教育費国庫補助金の、右にページに移りまして第2節中学校費補助金を1億2,258万1,000円の減額、国の学校施設環境改善交付金分でございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして5ないし6ページでございます。

ページの一番下の表でございます。第21款市債第1項市債第7目教育費、右ページに移りまして第2節中学校費を2億5,220万円減額しようとするものでございます。これに伴いまして、続きまして資料番号8「令和元年度一般会計補正予算」4ページをお開きください。こちらの第3表地方債補正、2番の変更でございます。こちら、中学校施設整備事業、補正前2億9,520万円に対しまして、先ほどの市債の減額2億5,520万円を引きまして、4,300万円の補正限度額とするものでございます。

教育総務課からは、以上でございます。どうぞよろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○鎌田委員長 井上市民交流センター館長。

○井上教育委員会教育部市民交流センター館長 それでは、議案第46号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、市民交流センターに係る予算についてご説明させていただきます。

資料番号9の一般会計補正予算説明書、21ページ、22ページをお開き願います。

歳出のご説明をさせていただきます。第10款教育費第4項社会教育費第6目市民交流センター費、補正額257万2,000円の補正をお願いするものです。内容といたしましては、第11節需用費に市民交流センター遊ホールの緞帳修繕事業として257万2,000円を計上しております。市民交流センター遊ホールは、日ごろからコンサートやミュージカルに活用されて、市民の方々の発表の場となっております。今回、老朽化に伴い、舞台施設の一部である緞帳の裏地が破損したことから、早期修繕を図るため補正予算を計上しようとするものです。

恐れ入ります、続きまして、資料番号11、市議会定例会議案資料をご用意願います。103ページでございます。

市民交流センター遊ホールの緞帳修繕事業についてですが、2の修繕内容といたしましては、写真にあります破損した緞帳裏地を全交換するものです。方法といたしましては、緞帳全体を取り外し、仕立てを行うための補正加工を行い、取りつけと調整を行うものです。

3の事業費及び財源内訳につきましては、事業費257万2,000円で、一般財源からとなります。

4の今後の予定ですが、補正予算をお認めいただきましたら、早速、契約手続、修繕を行う予定でございます。

市民交流センターからは、以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 続きまして財政課から、議案第50号ないし議案第54号の工事請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

資料番号5の市議会定例会議案及び資料番号11の市議会定例会議案資料をご用意願います。

初めに、資料番号5の定例会議案39ページをお開き願います。

議案第50号でございますが、1. 工事名でございますが、海岸通1番地区子育て支援施設整備工事でございます。今後につきましては、海岸通地区震災復興市街地再開発事業で計画しております事務所等の一部を、包括的な子育て支援を行います子育て支援施設として内装工

事等を行うものでございます。

2の工事概要につきましては、後ほどご説明を申し上げます。

3の契約の方法でございますが、一般競争入札で行いまして、去る4月25日に入札の公告を行いましたところ、5者からの参加申し込みがあり、5月22日に入札を執行した結果、株式会社鈴木工務店が1億3,200万円で落札し、5月30日に仮契約を締結したものでございます。入札回数は1回で、落札率は82.3%でございます。

同議案40ページをお開き願います。

次に、議案第51号でございますが、1の工事名は、平成31年度桂島復興工事でございます。本工事は、桂島地区におけます集落道等に係ります工事請負契約でございます。

3の契約の方法でございますが、一般競争入札で行いまして、去る4月25日に入札の公告を行いましたところ、1者から参加申し込みになり、5月22日に入札を執行した結果、東北重機工事株式会社が2億4,035万円で落札をし、5月28日に仮契約を締結したものでございます。入札の回数は1回で、落札率は98.7%でございます。

同議案41ページをごらんください。

次に、議案第52号でございますが、工事名は、平成31年度野々島復旧・復興外工事でございます。この工事は、野々島地区におけます防潮堤等に係ります工事請負契約でございます。

3の契約の方法であります。一般競争入札で行いまして、去る4月25日に入札の公告を行いましたところ、2者からの参加申し込みがあり、5月22日に入札を執行した結果、東北重機工事株式会社が6億390万円で落札をし、5月28日に仮契約を締結したものでございます。入札の回数は1回で、落札率は96.69%でございます。

同議案42ページをお開き願います。

次に、議案第53号でございます。工事名は、平成31年度寒風島復旧・復興工事でございます。本工事は、寒風島地区におけます集落道等に係ります工事請負契約でございます。

3の契約方法でございますが、一般競争入札で行いまして、去る4月25日に入札の公告を行いましたところ、2者からの参加申し込みがあり、5月22日に入札を執行した結果、東北重機工事株式会社が5億2,250万円で落札をし、5月28日に仮契約を締結したものでございます。入札の回数は3回で、落札率は99.57%でございます。

同議案43ページをごらん願います。

次に、議案第54号でございますが、工事名は、塩竈市立第三中学校長寿命化改良工事（Ⅱ

期・建築)でございます。本工事は、国の学校施設環境改善交付金を活用しながら実施いたします第三中学校の第Ⅱ期改良工事でございます。

3の契約の方法であります。一般競争入札で行いまして、去る4月25日に入札の公告を行いましたところ、1者からの参加申し込みがあり、5月22日に入札を執行した結果、株式会社鈴木工務店が2億4,750万円で落札をし、5月30日に仮契約を締結したものでございます。入札回数は1回で、落札率は89.21%でございます。

続きまして、工事概要についてご説明を申し上げます。資料番号11、議案資料の106ページをお開き願います。

初めに、議案第50号、海岸通1番地区子育て支援施設整備工事の概要でございます。2の施設概要の表にありますとおり、定員40人の施設で、鉄骨づくりの地上3階、延べ床面積は587.40平米でございます。107ページから108ページに平面図を記載してございます。工事対象となる子育て支援施設につきましては、黄色の塗り潰し、またはピンク色の斜線で示してございます。

同資料107ページの上段の平面図をごらんください。これは、1階部分となります。下足置き場や天井、壁等の内装工事のほか、エレベーターホールの照明器具等の電気工事、空調設備等の機械工事を行うものでございます。次に、下段の2階平面図をごらんください。乳児室や保育室のほか、子育て支援センター事務室等について、それぞれ天井、壁等の内装工事、建具工事、照明器具等の電気工事、空調設備や手洗い場等の衛生器具など機械設備工事を行うものでございます。

同資料108ページをごらんください。3階の平面図でございます。給食室やエレベーターホールにつきまして、照明器具等の電気工事のほか、給湯設備工事や厨房機器設備工事などを行うものでございます。ピンク色の斜線の箇所は屋上の園庭でございますが、屋上緑化工事などを行うものでございます。次のページには工事契約台帳を掲載してございますので、後ほどご参照いただければと思います。

同資料110ページをお開き願います。

議案第51号から議案第53号でございますが、浦戸地区におけます復旧・復興工事となります。同地区におけます復旧・復興工事につきましては、これまで段階的に着工してございますが、建設資機材の海上輸送により移動経費が生じることなど、離島の工事特有の事情から入札不調が生じておりました。このことから未了となっております災害復旧事業、復興交付金事業

等を島単位に取りまとめ発注したものでございます。このことによりまして、浦戸地区におけます復旧・復興工事につきましては、ほぼ全ての工事の発注を終えることとなります。

まず、議案第51号、平成31年度桂島復興工事の概要でございますが、ページ左上の囲みの工事概要にありますとおり、集落道として延長785メートル、避難路については延長376メートルでございます。また、海水浴場に近接する緑地施設として2,190平米、護岸工につきましては延長81メートルでございます。石浜地区の一時避難場所につきましては、222平米を整備するものであります。次のページには工事契約台帳を掲載してございますので、ご参照していただきたいと思います。

同資料112ページをお開き願います。

議案第52号、平成31年度野々島復旧・復興外工事の概要でございます。左の上の囲みの工事概要にありますとおり、災害復旧事業といたしまして、野々島漁港におけます防潮堤やマイナス2メートル物揚げ場、漁業集落排水管路等を復旧いたしますほか、寒風沢漁港側馬越工区につきましては、護岸及び道路の復旧を行うものでございます。また、復興交付金事業といたしましては、集落基盤や漁港用地のかさ上げ整備、集落道・避難路等の整備を進めるものでございます。次のページに工事契約台帳を掲載してございますので、ご参照いただければと思います。

同資料114ページをお開き願います。

議案第53号、平成31年度寒風沢島復旧・復興工事の概要であります。左上の囲みの工事概要にありますとおり、災害復旧事業といたしまして、マイナス2メートル物揚げ場や防潮堤に設けます陸間、それから漁業集落排水管路を復旧いたしますほか、復興交付金事業として地域防災性の向上に資する浸水防護施設や集落道を設置するとともに漁港用地のかさ上げを進めるものでございます。次ページに工事契約台帳を掲載しておりますので、ご参照願えればと思います。

同資料116ページをお開き願います。

議案第54号、塩竈市第三中学校長寿命化改良工事（Ⅱ期・建築）の概要でございます。下段の配置図をごらん願います。青で示した北校舎が、今回の工事箇所でございます。北校舎につきましては、囲みで記載のとおり建物概要となっております。先ほど担当課から工事内容につきまして、説明がありましたので割愛させていただきたいと思います。次のページには工事契約台帳を掲載してございますので、ご参照いただければと思います。

工事請負契約の締結につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第55号及び議案第56号ですが、ともに財産の取得についてでございます。
資料番号5の定例会議案にお戻りいただき、44ページをごらん願います。

初めに議案第55号であります。提案理由にございますとおり、包括的な子育て支援を担います子育て支援施設を整備するため、海岸通1番2番地区市街地再開発組合が整備する事務所等の一部である子育て支援施設を取得しようとするものでございます。海岸通1番2番地区市街地再開発組合の平成31年4月17日の理事会におきまして取得金額が確定し、翌4月18日をもちまして、建物相当分の1億4,413万8,000円を含みます譲渡仮契約を締結したものでございます。財産取得の概要につきましては、後ほどご説明申し上げます。

同議案45ページをごらんください。

議案第56号でございますが、提案理由にありますとおり、都市計画決定に基づく公共駐車場を整備するため、海岸通1番2番地区市街地再開発組合が整備いたします駐車場等を取得しようとするものでございます。海岸通1番2番地区市街地再開発組合の平成31年4月24日理事会におきまして、取得金額が確定し、翌4月25日をもちまして、建物相当分の7,668万円を含みます譲渡仮契約を締結したものでございます。

次に、資料番号11、議案資料118ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは、海岸通地区震災復興市街地再開発事業におけます子育て支援施設の取得について、概要でございます。

2の子育て支援施設の概要につきましては、議案第50号と同様でございますので、説明は割愛をさせていただきます。

3の事業費及び内訳でございますが、契約金額といたしましては、土地相当分等を含めた2億9,062万6,000円となりますが、塩竈市財産条例第2条の規定に基づき、議決をお願いいたします内容につきましては、太文字下線で示しておりますとおり建物相当分1億4,413万8,000円の財産取得でございます。

4の今後の予定でございますが、議会でお認めをいただければ、6月に本契約の締結、来年3月に財産の引き渡しを受けまして、譲渡代金の支払い、来年4月の供用開始を予定しているものでございます。

同じ資料No.11の121ページをごらん願います。

こちらは、海岸通地区震災復興市街地再開発事業におけます駐車場等の取得について、概要

でございます。

2の駐車場棟の概要でございますが、重量鉄骨造、地上5階6層、延べ床面積3,710.61平米、駐車台数は118台でございます。

3の事業費等でございますが、契約金額といたしましては、土地相当分を含めた1億9,400万円となるものでございますが、財産条例第2条の規定に基づき、議決をお願いいたします内容につきましては、太文字下線で示しております建物相当分7,668万円の財産取得分になります。

同資料No.11の122ページをお開き願います。

4として、位置図・立面図・平面図を記載させておりますので、ご参照いただければと思います。

5の今後の予定でございますが、議会でお認めをいただければ、6月に本契約の締結、来年2月末に財産の引き渡しを受けまして、譲渡代金の支払い、来年3月下旬に供用開始を予定しているものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほど、よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 市民安全課から、議案第58号「塩竈市集会所の指定管理者の指定について」ご説明いたします。

お手数ですが、資料番号5番及び資料番号11番をご用意ください。なお、説明の都合上、資料番号11「第2回塩竈市議会定例会議案資料」を中心に説明させていただきます。

資料番号11の議案資料125ページをお開きください。

1の概要についてですが、市が所有する集会所は、平成18年度から町内会で組織する集会所管理運営委員会を指定管理者とする指定管理者制度を導入しております。本年8月末をもって平成26年9月から開始されました現行の指定期間が満了するため、次期指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、今回、ご指定をいただく施設につきましては、資料番号5の定例会議案49ページでございます。一番後ろのページでございます。そちらに記載されております27施設が今回、ご指定いただく施設となっております。

資料番号11、議案資料125ページにお戻りください。

2の集会所の指定管理者候補者選定の考え方等につきましては、集会所が地域住民の活動拠点となる施設であり、地域の実情を把握している町内会で組織した集会所管理運営委員会による運営が望ましいと考えております。本市では、塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定、手続等に関する条例施行規則第2条第2号及び第3号の規定に基づき、指定管理者候補者の選定に当たっては、公募とはせず、各集会所管理運営委員会が提出されました指定申請書等を塩竈市集会所指定管理者選定委員会で審査し、指定管理者候補者を選定しております。

3の指定管理者の選定方針につきましては、今回更新する指定管理者の選定方針は、これまでと同様、指定管理期間については令和元年9月から令和6年8月31までの5年間、選定に当たっては非公募とする、選定委員会で指定管理者候補者を選定することといたしております。

4の協議書締結までのスケジュールについてですが、経過を含めて、ご説明させていただきます。平成31年4月、第1回選定委員会を開催し、募集要領の配布、指定申請書受け付けを行っております。同年5月、第2回選定委員会を開催。28施設について申請の受け付けをしましたけれども、27団体から指定管理者候補を選定させていただき、1団体については、更新を辞退する旨、書類をいただいております。6月、指定管理者指定に係る議案の提出、7月から8月にかけて協定書締結というような予定でございます。

5の選定委員会における審査結果につきましては、各集会所管理運営委員会から提出された指定申請書に基づき、選定委員会で利用状況、料金体系、収支の状況等について審査したところ、全ての団体について適正な管理運営を行っており、指定管理者候補者として適当であると判断されております。

6の、今回、更新を辞退した玉川集会所の取り扱いについてでございますけれども、玉川集会所の指定管理者である玉川集会所管理運営委員会から、下段にありますとおり、(1)ほかの代替え施設、近くにごございます市営新玉川住宅集会所が町内にある、(2)老朽化による修繕等、維持管理費の増加が見込まれる、(3)当該施設の利用件数が少ないため等の理由により、令和元年9月1日以降における指定管理者の指定を辞退する旨の届け、申し出がございました。

なお、玉川集会所については、今後、近隣住民の皆様や関係部局と協議を行い、地域の実情に応じた活用となるよう検討してまいりたいと考えてございます。

議案第58号、塩竈市集会所の指定管理者の指定につきましては、以上でございます。ご審査

のほど、よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 では、これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。山本委員。

○山本委員 私は何点かあるんですけども、1件ずつやっていきたいと思います。

まず、議案第44号、消費税率及び（「資料、何番」の声あり）資料No.は、それぞれ、資料No.5の21ページ以下、それから、資料No.11の51ページ以下、消費税率引き上げに伴う関係条例整理に関する条例について、何点か質疑をさせていただきます。

まず、消費税の課税方式というのは、あくまでも課税事業者における、その課税期間における課税売り上げに係る消費税が、納税すべき消費税額になるわけですけども、まず、公共施設の使用料として、今回、消費税率改定部分も増額させておるわけですけども、まず、その理由と根拠は何でしょうか。

○鎌田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 お答えいたします。

まず、一般会計につきましては、委員もご承知のとおり、課税客体ということではなくて、消費税につきましては、同額、歳入歳出同額、消費税につきましては、同じ取り扱い、同額の取り扱いとなりますことから、消費税の納税等につきましては、発生しないということのまず一般会計の取り扱いでございます。

なお、特別会計につきましては、（「いいです」の声あり）

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 今、財政課長がお話ししたとおり、納税業者、課税事業者とはならないということであるわけですけども、なぜ今回、公共施設について、それぞれ使用料とか、手数料とか、それぞれ2%アップ相当分を上げて今回、条例を提案されたのかお尋ねします。

○鎌田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 納税の義務ということはございませんが、市の歳出におきまして、例えば、委託料でありますとか消耗品の需用費等、こちらも歳出では一定程度、消費税率の支払いが発生するものでございます。仮に、消費税を今回、引き上げないということになれば、資料番号11の71ページに想定される影響額ということで資料をお示しさせていただいておりますが、特別会計の部分も含めまして、例示をさせていただいておりますが約4,000万円を、これは、市が市税をもって補うということになりますので、今回は、市民の皆様にお願

い申し上げまして、ぜひ、国の消費税率の引き上げに伴います条例改正をお願いしたいという趣旨でございます。よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 理解いたしました。

ただ一つ、前回、5%から8%に消費税を上げた際にどのような取り扱いをされたか、お尋ねします。

○鎌田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 当時でございますが、市の状況ということでございますが、震災直後ということでございましたので、市民の皆様の生活、それから地域経済の負担軽減に極力、配慮をさせていただいて、必要最小限度の使用料改定にとどめるということを基本方針として取り組みをさせていただいたところでございます。

具体的には、一般会計につきましては、国に対する消費税の納税義務が発生しないものの、先ほどご説明しましたとおり、さまざまなコストがかかりますことから、本来であれば、使用料等について改定を行うというべきところでございますが、先ほど申し上げた理由で見送ったものであります。ただし、指定管理者制度を導入しておりますマリゲート塩釜、それから体育館等につきましては、民間事業者が料金を収受いたしまして、あわせて消費税の納税義務者でも一方ではありますので、そういったものにつきまして、改定を行ったところでございます。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。もちろんそういう理解をしているところでございます。

現在の市の事業の中で、例えば、市営汽船、それから、魚市場、病院等、いわゆる企業会計方式を導入している会計については、これは税率改定ということで理解はすることです。

そこで、特に食品等を対象とした、これは魚ですけれども、鮮魚ですけれども、魚市場事業特別会計、これはいわゆる、軽減税率の対象とはならないのでしょうか。

○鎌田委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

ただいま山本委員よりご指摘がありましたように、消費税引き上げに伴いまして、軽減税率というのが新たに導入され、酒類、お酒を除きます食品、飲食品、それと新聞が8%に据えられるということです。本市の魚市場は、塩竈市地方卸売市場条例によりまして、水産品

という規定がなされております。したがって、その食品に該当するということになりますので、揚げた海産物の卸売に関しては、軽減税率が適用される。つまり、8%のままという形になります。

なお、今回、条例改正をお願いしております私どもが頂戴いたします市場の使用料、こちらにつきましては、その市場施設をご使用いただいている対価として取るものという形になりますので、使用料については、やはり10%に引き上げられるということで、今回、所要の改正をお願いしているところでございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 理解はいたしました。

ただ、地方卸売市場法に基づく税の取り扱いということですが、これは県内はもとより、全国と同じ地方卸売市場で同じような取り扱いされるということではないでしょうか。

○鎌田委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お見込みのとおり、全国までは調査してございませんが、県内の特定第3種漁港においては同じ取り扱いでした。それに卸売機関との協議調整についても経てございます。以上です。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。

それで、確かに、額的には2%相当額ですが、特に魚市場の場合、もちろん塩竈市にとっては産業の中核をなす基幹基地でございますけれども、やっぱり今後のことを考えると、例えば、貸事務所等、あるいは使用料、それから県に納めるべき漁港使用料、2分の1を負担しているのでありますけれども、そういったような影響というものが、実際問題、卸売機関の経営の面でどういう影響を与えているか、それについては、関係者の皆様と協議し、実態を把握されておりますか。

○鎌田委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

今回の税法の改正に伴います引き上げという形になりますので、法治国家である我が国においては法に従わざるを得ないということ、あとそれに、例えば、卸売に関して言うと、実際にその税を負担するのは生産者という形になりますので、影響度合いについては、さほどというふうには考えてございますが、なお、地域経済などの停滞を招かないようにという意見

もございますので、改定の折には、業界の皆様ともきっちりと議論をしてみたいというふうを考えております。以上です。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 きょう、一方の卸売機関では株主総会だそうですが、その中で決算の数値が出ればまた明らかになると思うんですけども、実際、魚市場の貸し事務所には16社、卸売機関まで入れれば18社が入っているわけですが、特に水道料金の値上げ、結局、水揚げ、給水使用料、これも恐らく数百万円の増になるというのではないかなということありますので、税体系は税体系として、コンプライアンスでございますので、やるようにしたとしても、やっぱり政策的な配慮というものについて、開設者としては、今後、お考えがあるのかどうか、その点だけ伺います。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、山本委員から、消費税率、あるいは地方消費税率の引き上げが地域の皆様方の産業経済活動の停滞につながらないようにという趣旨のご質疑であったかと思えます。

まだちょっと、全体像が見えてきていない部分がございますし、これから先の景気の動向といったようなものも見きわめながら、また検討させていただきたいと思っています。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

今、魚市場事業特別会計について申し上げたわけですが、他の前段の公共施設等々につきましても、やはり市民の皆様には十分周知徹底を図り、そして、広く薄く公平にという消費税の基本理念を理解していただくような、そして納得していただけるような形にさせていただければと考えておりますので、条例が通ったから、即施行するというのではなくて、先ほど市長からも話されていますね。私はそれを理解したいというふうに考えています。

最後に、事務的なこととなりますけれども、消費税に関して、いわゆるインボイスですね。2013年から導入されますけれども、その辺の事務手続というか、その対応はなされているのかだけ確認したいと思います。

○鎌田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 事務手続ということでございますが、まず、工事請負契約で、例を挙げてご説明をさせていただきます。

消費税の今回の取り扱いについて、どうなっているのかということでございますが、工事請負契約といたしましては、原則として引き渡し日が消費税率の適用される日となります。いわゆる指定日ということで平成31年4月1日が指定日ということで決められているようですが、その以前に契約を締結した工事につきましては、令和元年10月1日以後の引き渡しにおいても、旧税率の8%が適用されるということで、本市におきましても、同様の取り扱いをしております。また、4月1日以降に工事契約を締結をしたものにつきましては、引き渡し日が9月末までの場合には8%、10月以降の場合は10%として契約を進めておりますので、よろしく願い申し上げます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 消費税の議案第44号に関しては、以上で終わります。あとまた、引き続きにします。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 山本委員に関連しながら伺います。

まず、議案第44号ですが、本議会での総括質疑もありましたが、まだ、国でははっきりと、今の経済動向だとかいろいろありまして、あと国民的な批判もありまして、実施されるかどうかというのは、今の段階ではわからない段階で、行政としては法律が施行されているんで、これに向けてこういう使用料の改定を今回、提案されていると。市長も今言われたように、結局、全体の動向を見ながらとは言うもの、この議会でこの条例を決めてしまえば、またいろいろと問題が、やるにしてもやらないにしてもいろいろ問題が起きるといふふうに考えています。市民生活に本当に、先ほど言った魚市場、それから貸し事務所の使用料から生活にかかわる部分、4,000万円以上の負担を強いるものでありますし、私どもは、もちろん、消費税そのものは、やっぱり低所得者ほど重い負担になる税金であるから、こういったことはやめるべきだという立場であります。そういった点では、この消費税、議案第44号は賛成できないという立場です。そこだけ、いろいろこまく言っても同じことの繰り返しになりますので、我が党の立場としては、消費税率引き上げに反対するという立場でこの議案に反対することを申し上げておきます。以上です。

○鎌田委員長 意見はいいですね。（「続けてやっていいんじゃないの」の声あり）山本委員。

○山本委員 それでは、議案第46号、資料No.11の101ページ、小中一貫教育推進事業について、第4次学力向上プランについてお尋ねいたします。

まず、直近、公表されております宮城県の全国学力テストの結果、それから塩竈市の全国学

カテストの結果について、お知らせを願うと同時に、総括の評価をお願いします。

○鎌田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 全国学力・学習状況調査の結果についてご質疑をいただきました。ことしの4月に実施しておりますけど、その結果が7月末に出てまいりますので、昨年の結果についてお知らせいたしたいと思います。

小学校につきましては、全教科、全領域において全国平均との差が4から6ポイント、それから中学校におきましては全教科、全領域において全国平均との差が3から8ポイントということで、まだまだ全国平均に達していないという現状があります。

そこで、今回、ご提案したしおがま「学びの共同体」による授業づくり、そして学力向上マネジメント支援事業、これらを活用しながら全国学力・学習状況調査の結果もしっかりと上げてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 今、学校教育課長がおっしゃられるような総括でありますので、それを踏まえた上で、今度新たに取り組まれるというふうに思うわけですがけれども、初日の総括質疑に対しまして教育長は、塩竈独自の小中一貫教育方式を宮城方式まで高めると目標を掲げておられました。その成果指標はどこに設定されるのか、それからこれまでの成果というのをどのように比較をされているのかお尋ねします。

○鎌田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それでは、お答えしたいと思います。

今回の学力向上マネジメント支援事業でありますけれども、県から授業改善等を通して、学力向上のモデルをつくり、それを宮城方式として県内市町村へ広げて、本県全体の学力向上を目指したいという申し出が昨年度末にありまして、本市の場合、しおがま「学びの共同体」による授業づくりというのは、もう既に昨年度から実施しているところでありまして、これをしっかりとやっていただきたいと。これをやり遂げることによって、これを宮城方式として他の市町村に拡大したいというところで、今、県と連携しながら進めているところでございます。

その評価指標につきましては、これまでも全国学力・学習状況調査の結果等を使ってまいりましたがけれども、そのほかに、今回の取り組みは授業改善を通して学力向上対策を進めるところですので、子供たち中心の改革とも考えております。そこで児童生徒の授業満足

度であるとか、あとは授業のベースとなる学級の状況を調査するふだんの学級生活の満足度、この辺も含めてしっかりと成果を見てまいりたいと考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 私、当初これを聞いたときに懸念したのは、せっかく昨年度から塩竈独自の小中一貫教育というようなことを標榜され、それで実際されている。そういった現場も見させていただきました。それを今度、宮城方式ということになってくると、そこに乖離が発生するのではないかなというふうな1つ懸念が出たわけですがけれども、今、学校教育課長がおっしゃるように、あくまでも塩竈独自の小中一貫教育をベースとした、それを逆に宮城方式を高めるというふうなその高い理想を掲げての実践であるというふうに私は理解したところです。それでよろしいんですね。

○鎌田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 山本委員がおっしゃるとおりでございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

それから、私、最近、学校にお邪魔する機会があるわけですがけれども、まず一番先に見るのは、げた箱の整理整頓がされているかというのを見るんですよ。その次に教室、廊下の掃除が行き届いているかどうか。そして挨拶がよくできているかどうかということを、私が行った小中学校では、大体実施されているということで、その辺に効果が出ているのかなということ。それから、最近、特に壁の張り紙ですね。壁に張り出されているグループでの研究、あるいは自己目標というような成果が、本当に所狭しと張られていますけれども、これも一つの私は成果だなと、これは行くたびにふえております。それから、部活動が活発だということ。先日、市議会全員協議会で第三中学校を訪問しましたがけれども、本当に皆挨拶をし、そして、活動されているということで、その成果が少しずつあらわれているなど。必ずしも学力テストだけの問題じゃなくて、やっぱそういったような将来の子供たちの人材育成という視点からの小中一貫教育という形の一つのあらわれかなということに私は評価をしているところです。そして、最近見たわくわく遊び隊も昨年と比べて、ことは非常に参加人数も多くなってきたということで、その実績も評価したいなと感じています。そこで大いに期待しておりますので頑張ってくださいと思います。

それから、引き続き、第三中学校の長寿命化改良事業ですがけれども、大変立派にリニューアル

ルされてすばらしいなど。やっぱり施設がすばらしければ、そこに住む子供たち、そこに学ぶ子供たちも立派になる、育てられるんだなと思いますので、これも進めていただきたい。ただ一つ、第三中学校の場合、正面付近にある老朽化した、老朽化が著しい建物がありますけれども、あれは何でしょうか。取り壊す計画があるのか。地震のときなんかは、倒壊の危険があると思うんですけども。

○鎌田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 入り口を入りまして、左側に見えるもの、あちらのほうは今回、外構工事等を行いますので、解体する予定でございますので、よろしく願いいたします。用務員さんの器具等を入れたり、そういった形で使っております。こちら解体する予定でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。

本当に校長先生を初め、皆さんよく協力してくださって、すばらしい施設に改修されているなというふうに見ておりました。

それから、引き続き、議案第51号、桂島復興工事についてですけれども、これは最終的な契約ということですが、これは工期間内で全て完了するということがよろしいのでしょうか。

それからもう1点は、夏場の海水浴シーズン、これは桂島の方も、大変心配されておりましたので、その辺の工事による影響等はないのかどうかだけ確認します。

○鎌田委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 お答えいたします。

まず、工事につきましてでございますけれども、先ほど、ご説明ありましたとおり、これで期間をほぼ終了という形になりますので、あと残りますのは、防災集団移転跡地の工事ということになります。

あと、夏場の海水浴運営に関しますところの配慮ということでございますけれども、3月の段階で区会のほうにちょっと参加させていただきまして、同じ内容を承っております。施工に際しましては、ご意見を伺いながら、説明会等もしまして配慮してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

途中、契約不調に終わって工事がおくれたために、大変皆様、気もんでおたわけですけれども、今回、契約が成立して、工事が進んだということで、とりあえず安堵していたことだけ報告しております。

続きまして、議案第55号、財産取得、子育て支援施設についてでございます。

これは、海岸通地区震災復興市街地再開発事業における契約の中で、計画の中でスケジュール等に載っているわけですけれども、まず、お尋ねします。まず現在、新浜保育所はどういう状態になっているかということと、それから保育されている児童はどうなっているか、保護者の皆様への説明はどうなっておりますか。それから、来年の開所に向けての準備はどうなっておりますか。それから、父兄の方が心配されている送迎時の安全確保、スムーズな送迎ができるのか、そして、その安全性の確保はどうなっておりますか。お答え願います。

○鎌田委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 地区ごとの保育所の状況ということです。

まず、新浜町保育所の状況ということです。現在、新浜町保育所、4月1日現在、入所しているお子様29人となります。定員が60名のところ29名の入所、利用となっております。それから、保護者の方への説明ということで、昨年度、保護者への説明会を行っております。そこで今後の予定ですとか、廃止に向けたお話をしているところで、今年度につきましてははまだ保護者説明会を行っておりませんが、今後、保護者への説明等を行っていく予定になっております。

それから、新しい保育所の準備のことについてですけれど、昨年度から保育士の、現場の保育士の先生たちを中心としてどのような保育所にしていくかということの検討をしております。今年度につきましても、所長会のほうで、毎月保育所、どのような保育を行っていくか、どのようなサービスをしていくかとか、それから、今後につきましては、安全対策をどのようにしていくかということ、細かいところを具体的に検討していくことになっております。また、送迎に対する安全対策につきましてもその中で、保育士中心となりまして検討を重ねていきたいと考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 ご苦労さまでした。

それで、過日、新浜町の食品会社の企業優先型保育施設を拝見させていただきまして、ある

程度、当該地区における保育ニーズはその食品会社さんで進めていただけるのかなということ
を期待しているわけですが、いかにせん、人数が限られておりますし、そういう意
味では新浜町地区のお住まいの中でこの海岸通の子育て支援施設に現時点で入所を希望され
ている親御さんは何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○鎌田委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 答えいたします。

廃止をしますということのお話を平成29年2月に、保護者の方にしております。その際いら
っしゃった保護者の方に対しましては、新しい保育所をご希望されても、それからそれ以外
の保育所をご希望されてもいいですというお話をしています。その中で、現在、4歳児のお
子さんお一人が新しい保育所に転所をしたいということでお話を伺っております。そして、
平成30年度以降に新浜町保育所に新しく入所されているお子様につきましては、原則としま
して新しい保育所に転所してくださいというようなお願いをしておりますものですから、そ
れ以降、7人のお子さんが新たに入所しておりますので、7人のお子さんも海岸通のほうに
転所するという予定になっておりまして、全員で8人、現在のところは転所を予定して
おります。以上です。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 余り入っちゃうと民生に入っちゃうから、財産取得ですから。これでやめます。あ
りがとうございました。

次に、最後に、同じに財産取得、駐車場ですけれども、これは台数118台ということですが
けれども、隣接する駐車場が2つ、市の駐車場があるわけですが、これは今後、どうい
うふうになさるのでしょうか。

○鎌田委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 今回の塩竈中央公共駐車場のほかに、今、海岸通と本塩釜駅
前の駐車場のことだと思いますが、こちらにつきましては、今回、駐車場条例の一部改正の中
で指定管理をできるというものを設けますので、そういったものも含めながら一体的な駐車
場ということで今後、検討していきたいというふうに考えております。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 海岸通のところに1つ、あと、くるくる広場がありますけれども、そういうのと相
互利用というか、効率よくできるような形での計画を立てていただければなというふうに思

います。

それから、最後に、隣接、現在マンションをつくっていますけれども、計画では63世帯。118台のうち63世帯、約半分近くが、多分、皆さん車をお持ちだと思うんですけども、全部入った場合にもう半分はそれで埋まっちゃうと。今の時代、1世帯2台とかを持っている世帯も結構多いんですね、若い世代の場合。そうした場合には全部マンションのための駐車場になりはしないかなと逆に心配しているんですけども、どうですか。

○鎌田委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 マンションのデベロッパーさんとは、1世帯1台ということで今、お話をさせていただいているのは63台ということで、63台を月極としてもう決めているという状況でございます。ただ今後、車を持たないとかという方も、もしかしていらっしゃる世帯もあるかもしれませんけれども、市としては63台をマンションのほうにお願いをしておりますが、それについては今後、デベロッパーさんと協議をさせていただきたいというように考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 最後に、将来的に指定管理ということですけども、指定管理の中で、やっぱりうまくこれ、4階5層の自走式駐車場でありまして、皆さんも同じだと思うんですけども、自走式の駐車場というのは使い勝手の悪い駐車場と言わざるを得ないわけですけども、その辺をうまく効率よくマンションの入居者のための駐車スペースと、それから、2番地区なり、1番地区にいらっしゃるお客様のための駐車場、時間貸しの駐車場をうまく使えるような、施設の使い回しというか、そういったものを検討するということ指定管理に当たっては留意していただければと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 資料番号11、101ページの小中一貫教育なんですけど、この間の総務教育常任委員協議会でも述べたんですけども、今回は県の委託事業を受けるんだということでもあります。ちょっと今、先を見通した、例えば、3年間の事業のようですが、本当に子供たちの今の教育の先を見通した腰を据えた教育が必要ではないかと私は思っているんですけども、そういう点で、1つは、教職員の多忙化なんかは、実際はどうなっているかと。子供の教育もあります。それから、教員の働き方もあります。それから、今度、国の学校教育の新しい方針も出てくると思いますが、そういう点で全体を見渡して考えていられるのかどうか。県の委託事業な

ど、こういうふうなメニューでありました。はい、やりませんかと言われて手を挙げたということはあるんだけど、やっぱり今の子供たちの学力の状況を見て、いろんな冊子を見させてもらうんだけど、改めて教育の置かれている現状をしっかりと踏まえていかなければ、3年間やりました、それで終わりですと、こういう結果でただけではちょっと貧しいのかなと思ってまして、その辺どう捉えているのかをまずお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 お答えしたいと思います。

まず、本市で取り組んでいる塩竈独自の小中一貫教育でありますけれども、平成29年度から取り組みまして、今3年目を迎えております。この取り組みにつきましては、国・県の動向等をしっかりと捉えた取り組みでありますし、また、塩竈の子供たちにしっかりと社会をたくましく生きる力を身につけるというところを基本理念としながら3本の柱を立てて進めているところでございます。

それで、今回のマネジメント支援事業につきましては、その中の1本の柱である学力向上プランをしっかりと進めるというところでありまして、基本的には、昨年度から取り組んでいるしおがま「学びの共同体」の授業改善をさらに充実、進化させるものでありまして、各学校で既に昨年計画を立てて授業づくりに向けての研修会等を実施しておりまして、その中に外部講師等を入れながら充実させるというものでありまして、負担がふえるというものではございません。

また、あわせて1つ新たな取り組みとしては、4月と12月の2回、標準学力調査を全学年に実施するというところでございますけれども、これまで全国学力テストで、小学6年生と中学3年生の学力のみ見てまいりましたけれども、やはりこれをしっかりと取り組むためには小学校の1年生から中学校3年生まで全ての子供たちの学力はどうなっているのか、それを見る必要があるというところで今回進めているわけでございます。これにつきましても業者でつくっている標準テストでありますので、先生方が採点するわけでもありませんし、業者が基本的には採点をし、そして分析もある程度していただいて、それをしっかりと私たちが活用するという中身になっておりますので、しっかりと取り組みたいと思います。

また、当然、先生方の多忙化ということもしっかりと視野に入れながら、無理のない取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 うまくは言えませんが、そういうことをよく教員の多忙化につながったり、これから国の新しい指導要領の関係も出てくるのでしょうかけれども、よく全体を見た上でちゃんとやっていただけるようお願いしておきます。

それから、続きまして、子育て支援施設の関係ですが、今回は建物を取得するということですけれども、本体の全体の下の借主も含めて全体の計画が全部がついたのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 全体的なことということでございますので、復興推進課のほうでお答えさせていただきたいと思います。

お尋ねの内容につきましては、テナントの誘致状況というなお話でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）今は、まちづくり会社さんが中心となりまして、営業活動を進められておりますけれども、いまだ契約に至ったという報告はないようでございます。引き続き、供用開始の時期、あと、市議会全員協議会の際にもお話しいたしましたけれども、2番地区の発注控えてございますので、今後、営業活動をして、順次決まるように、我々も支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。よろしく。その本体がきちんとなしなないと、買い取って3月にはもうそれを契約してお金を渡すのはいいんだけど、よくしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

それから、資料番号5、49ページの集会所の関係ですが、先ほど、玉川の集会所の関係が指定管理者から抜けることでありましたけれど、ちょっとこの指定管理をされている集会所27施設というふうに先ほど言われましたが、指定管理を受けていない集会所も当然あるんだと思います。その辺が何カ所なのかということと、それから、港町の集会所もあそこをもう集会所として使わないということで返された経過はちょっとわかっているんですが、例えば、錦町の集会所がどうなったかと、そういった施設が何カ所ぐらいあるのか、古くなって管理できない、使わなくなったから返すというのが何カ所ぐらいになっているのかお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 条例に載っている施設としましては29施設ございまして、現在、

28施設を指定管理しているような状況でございます。なので1カ所、港町集会所のみ、集会所としての登録はしていますけれども、使っていないような状況ということでございます。錦町というお話があったんですが……。資料番号5の49ページの10番目に塩竈市錦町集会所ということで、そちらはもう指定管理という形になってございます。

○鎌田委員長 いいですか。ほかはございませんか。小野委員。

○小野委員 私からは、大体、総務教育常任委員協議会の関連で出てきている報告が今回、総務教育常任委員会に上がってきて、説明等も聞いていますので、若干、議案第44号の点は、公民館等の定期的に何らかに使っている団体等もありますので、その辺の人たちにきちっと影響だったり、理解を得られるようにだけ、その辺だけしていただきたいとは思っておりますけれども、この点についてちょっと考えをお聞きいたします。

○鎌田委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 生涯学習センターの一つ、公民館とエスプの利用者がいらっしゃるので、それについては、確定した段階できちんと説明した上で、理解を求めていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 先ほども地域の活動停滞等のお話もありましたので、その辺、きちっとしていただきながら進めていただくようお願いをしたいと思っております。

あともう1点だけ、最後の議案第58号の集会所の指定管理者の件ですけれども、玉川集会所が返されたというか、そういった部分で、きちんとこの辺どういうふうに活用していくのか、きちっとした形で、ただそのままにして使わないでおくのであれば、やっぱりそれなりのも必要であると思っておりますので、その辺、地域事情に合わせていただきながら進めていただけるようお願いをして私からの質疑を終わります。議案が上がってきた部分、しっかりと取り組んでいただけるようお願いをして質疑を終わります。よろしくお願いたします。

○鎌田委員長 回答はいいですね。ほかございませんか。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後0時01分 再開

○鎌田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

では、採決は分割で行います。

まず、議案第36号及び第37号、第43号、第46号、第50号ないし第56号、第58号について採決をいたします。

議案第36号及び第37号、第43号、第46号、第50号ないし第56号、第58号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手全員であります。よって、議案第36号及び第37号、第43号、第46号、第50号ないし第56号、第58号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号について採決をいたします。

議案第44号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手多数であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

これより請願審査を行いますので、関係者以外の方は退席いただいて結構です。

午後0時03分 休憩

午後0時09分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第11号「「消費税増税中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願」を議題といたします。

これより質疑を行います。

委員各位の発言をお願いいたします。曾我委員。

○曾我委員 この請願は、2月定例会に出されたもので、前回は継続ということになったということなのですが、私どもは一貫して、まず、今の経済動向、日本の経済もありますし、それから塩竈の地域経済にとっても、この消費税増税はまさに暮らしもなりわいも壊すことにな

ると。それから、ほとんどの賃金体系を見ましても、実質賃金は上がっていないと。社会保障と言うけれども、もう医療費やら、国保やら介護やら保険料が上がり、負担がふえていると。今、国会で年金問題が議論になっていますが、年金もずっともう物価が上がってもなかなか上がらないという状況にもなっていますし、こういうときに消費税を上げるべきじゃないというのは当然のことです。だからまず日本の経済がよくなって、その上でというようなことがあるかもしれませんが、まず今は暮らしを見ても実質賃金を見ても上がってきていないと、これをやっぱり国に求めるというのは必要だというふうに考えています。

それから、もう一つ、財源について言えば、私ども、きちんと消費税に頼らない道という別の道も示しています。つまり消費税そのものが、まさに低所得者にとっては大変な負担になるものであると。逆進性のものだというのは、それはみんなわかっていることですよね。そういう点では、やっぱり生活費にかけないとか、食料にはかけないということがやっぱり一番守られるべきだけど、今度の軽減税率というのは、食料にかけないのではなくて8%据置きだと。だから、かかるわけですね。それから、いろんなポイント還元だ、何だとはやっていますが、一般の高齢者がキャッシュレスで買ったり、そういったことは、なかなか複雑だし、仲卸市場に行っても俺たちは目方で計算して売っているんだと、それなのに機械を導入してどうのこうのというのはないという声もありますし、だからやっぱり、この税金のあり方をそもそも変えなければならぬだろうと。つまり、大企業がうんともらえば日本の経済はよくなって、中小零細、国民にまで滴り落ちるとこのやり方が、幾ら待っても、この30年間見たってよくなってない。中小企業は倒産するし、仕事はなくなるしね。こういう実態を見たって、消費税上げて30年、結局、大企業が潤えばということで大企業の法人税はどんどんどんどんまけてあげてきたと。消費税で取った分が法人税で失われた分に補填されてやっていると。それでも足りないから社会保障の実質の伸びを抑えていくと。これが今の国のやり方なんですよ。だから、そういったことでやったのではだめだと。やっぱり大企業の法人税については中小企業並みに、平均、中小企業は18%で納めているんだけど、大企業は10%なんです。だからその8%、中小企業並みにやっぱりちゃんと納めてもらって、そうすれば4兆円の財源はできると。そのほかに株取引で大もうけしているところからちゃんと納めてもらって、そしてやればお金も入るし、それから戦闘機、北に向かってミサイルを打つとか、いろいろそれも問題になっていますが、オスプレイを買ったり、辺野古の基地の中のそういうものに軍事費をやっぱり削って暮らしに回せるというものが本当の筋で

はないかと。

そういう点では、私は、この請願11号は全くそのとおりだと思いますので、やっぱり地方議会というのは、市民の暮らし、経済を守るためにその役割として議会があるわけですから、ぜひこの請願を採択して、やっぱり一歩二歩でもその声を届けるということが大事だということをお願いして、私の意見とさせていただきます。以上です。

○鎌田委員長 では、ほかにご発言はございませんか。小野委員。

○小野委員 今、お話がありましたけれども、最初、消費税も社会保障費というところから子育ての部分、幼児教育の無償化、そういったところにまで使い道というか、そういったところも考えながら今、子育て世代の負担軽減の取り組みもやっておりますし、また、先ほども軽減税率とありましたけど、軽減税率を取り入れて、お酒とか外食とか、そういったものを除いては8%の据え置きというところとか、やっぱり、であればその社会保障であれ何であれ消費税にかわる部分がどうなのかわれれば、何のこれだというそういった対案というものもないわけでありますので、この社会保障費の部分ではもう本当に大変な状況まで来ていることから、やっぱりそういった部分もしっかりやっていくべきだし、世界的に見ればこの軽減税率、消費税、軽減税率という部分では、特に一般的になっているということもありますので、この10%消費税、いたし方ないところもあるのかなということで私は感じております。

それと軽減税率または幼児教育の無償化、そういった新しいところを取り入れてきちっとした形でやっていくべきでありますし、上げる、上げないは、今後のいろんな経済状況等を国のほうできちっと見ながら、上げるべきかどうするべきかというのは判断を下して、今のままでいくと10月となっているところですので、その点は私は理解をしているところでございます。

○鎌田委員長 ほか、ございませんか。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午後0時18分 休憩

午後0時18分 再開

○鎌田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありますか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

では、採決いたします。

請願第11号は採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鎌田委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第16条第1項の規定により委員長が本案に対する可否を採決いたします。委員長は、請願第11号について採択すべきものと裁決いたします。よって、請願第11号は採択とすることに決定いたしました。

以上で本委員会を閉会いたします。

午後0時21分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 鎌田 礼二